

平成 21 年度 財団法人日本体育協会公認スポーツクター養成講習会 開催要項

1. 目的

全国各地で、スポーツ活動を実践している人達の健康管理やスポーツ障害に対する予防、治療等の臨床活動を行うとともに、スポーツ医学の研究、教育、普及活動にあたる医師を対象に 財団法人日本体育協会公認スポーツクター設置要項」に基づき、標記養成講習会を開催する。

2. 主催 財団法人 日本体育協会

3. カリキュラム

・基礎科目 (21 単位) ・応用科目 (30 単位) (詳細は別紙カリキュラム一覧参照)

4. 実施方法 (開催期日・会場)

以下の通り講習会を実施する。定員には過年度受講者を含む。

開催区分 (カリキュラム No)	開催期日	会場	定員	備考
基礎科目	10月24日(土)10:00~19:00 25日(日)9:20~17:00	岸記念体育会館」 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 TEL03-3481-2226	200名	
基礎科目	平成22年 1月23日(土)10:10~17:50 24日(日)9:20~16:30	「コクヨホール」 〒108-8710 東京都港区港南1-8-35 TEL03-3450-3712		
応用科目	9月12日(土)12:45~17:50 13日(日)9:30~15:20	岸記念体育会館」 〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 TEL03-3481-2226	300名	基礎科目 修了者 ・ 基礎科目 免除者
応用科目	12月5日(土)12:50~17:50 6日(日)9:10~16:40	「コクヨホール」 〒108-8710 東京都港区港南1-8-35 TEL03-3450-3712		
応用科目	平成22年 2月20日(土)12:50~17:50 21日(日)9:10~16:40			

期日・会場については予定であり事情により変更することもありえる。

注1) 基礎科目の受講を修了した後に、応用科目を受講する。ただし、同一年度に基礎科目と応用科目を同時に受講することはできない。なお、講習は単位制のため、それぞれの科目内での受講順序は、・あるいはのいずれからでも受講できる。

注2) 前年度までに受講を始めた者(以下「過年度受講者」)のうち、応用科目を受けられる者は、前年度までに基礎科目・の受講を修了し、日本体育協会(以下「本会」)が発行した基礎科目修了証を有する者、または、本要項第9項の手続きを行った者とする。

注3) 過年度受講者のうち、基礎科目未修了者については、当該年度は基礎科目のみの受講とし、応用科目の受講は基礎科目修了後、次年度以降とする。

5. 受講者

受講条件:日本国の医師免許を5年以上有し、本会あるいは本会加盟(準加盟)団体(以下「加盟団体」)より推薦された者。

受講者数 新規 基礎科目からの受講者:130名程度 応用科目からの受講者:80名程度

6. 受講申込

申込方法 受講者の募集は、年度ごとに加盟団体を通じて行う。受講を希望する場合は、加盟団体の推薦を取り付け、所定の新規受講個人申込書(顔写真を1部貼付・1部添付)に必要事項を記入し、医師免許の写しを添付して、加盟団体へ申込む。加盟団体において受講資格を確認の上、所定推薦様式により個人申込書を取りまとめ、本会へ提出する。

申込期間 加盟団体から本会への提出期限 **平成21年5月15日(金)必着**

7. 受講料

・基礎科目からの受講 49,000円(教材費含む)

・応用科目からの受講 28,000円(教材費含む)

受講料は受講内定後に納入し、受講修了あるいは受講有効期限までのものとする。

なお、一度納入された受講料は、いかなる理由があっても返還されない。

? 講習会参加に係わる経費(宿泊、交通費等)は自己手配・自己負担とする。

8. 受講者の決定

(1) 内定

新規受講希望の採否の結果は、推薦した加盟団体（以下「推薦団体」）並びに受講希望者宛通知する。受講内定者に対しては、内定通知および受講料納入の案内を送付する。受講内定者は、受講料を指定期日までに納入する。指定期日までに受講料を納入しない場合は内定を取り消すものとする。

(2) 決定

受講料の納入が本会で確認されたものを正式な受講者として決定し、受講者番号を付した受講者証を送付する。

受講者番号は、本講習会の全単位を修了するまで変更されない。

受講有効期限

受講者の受講有効期限は、それぞれ受講者となった年度から、基礎科目からの受講は6年間、応用科目からの受講は3年間とする。

受講有効期限内に全ての講習を修了できない場合は、再度新規受講手続きを必要とする。ただし、正当な理由により本会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会（以下「ドクター部会」）で受当と認められた場合はこの限りではない。

受講取り消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、ドクター部会で審査し受講が取り消される。

9. 講習の免除

日本医師会認定健康スポーツ医に認定された者、または日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論Aを修了した者は、それぞれ発行された認定証または、修了証の確認など必要な手続きにより講習会における基礎科目21単位の受講を免除することができる。

前年度以前からの継続受講者で基礎科目未修了者も、上記資格を取得または研修会を修了し必要な手続きを行うことにより基礎科目を追加で免除し、応用科目を受講することができる。

10. 審査

全ての講習を修了した者には、所定の資格審査申請手続きの案内を送付する（応用科目 終了後の3月頃予定）。資格審査申請書に必要事項を記入し、推薦団体へ提出する。

提出された資格審査申請書をドクター部会において、日本国の医師免許取得後5年以上経過し、相当のスポーツ医学の臨床経験を有するかどうかを審査し、審査結果を本人及び推薦団体に通知する。

審査で認められた者には登録に関する案内を送付する。

11. 登録及び認定

登録に関する案内に基づき、登録申請書に必要事項を記入し、推薦団体へ提出するとともに、登録料を納入した者を「財団法人日本体育協会公認スポーツドクター」として認定し、「認定証」を交付する（10月1日付）。登録料は4年間で40,000円とする。

登録による認定期間は4年間（初回のみ4年3ヶ月）とする。以後本資格を更新登録する場合は、本会が別に定める研修を受けなければならない。

12. その他（注意事項）

(1) 基礎科目修了証明書について

基礎科目21単位を修了した者には、その当該年度末に、基礎科目修了証明書を発行する。

(2) 未修了者の継続受講手続きについて

前年度までに全ての講習を修了しなかった未修了者には、受講有効期限が来るまで、当該年度の受講案内を本人宛送付する。受講希望者は開催日程等確認のうえ、所定の申込書を本会へ提出する。

(3) 個人情報の取扱いについて

本講習会受講に際し取得した個人情報は、本会及び推薦団体が、本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）およびスポーツドクター関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する際は、その旨明示し了解を得るものとする。

13. 問合せ先

財団法人 日本体育協会 スポーツ指導者育成部 指導者育成課

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館

TEL :03-3481-2226 FAX :03-3481-2284 E-Mail :sports-doctor@japan-sports.or.jp